

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年1月22日（平成28年（行情）諮問第38号）

答申日：平成28年10月26日（平成28年度（行情）答申第480号）

事件名：特定外国法事務弁護士の承認等に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 特定個人Aに係る外国法事務弁護士の承認及び登録についての文書一式

文書2 特定個人Bに係る外国法事務弁護士の承認及び登録についての文書一式

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月17日付け法務省司審第672号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、個人の住所及び出生地を除く部分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

当方としては、本件の非公開処分については、非公開にすることが妥当ではないとの立場に基づいて異議を申し立てるものである。

個人に関する情報のうち、異議申し立て対象から除外したものを除き、非公開とすることは妥当ではないため、開示されるべきである。また、法人情報についても、全て公にするべきものであるから、開示されるべきである。

##### （2）意見書

ア 特定個人B外国法事務弁護士にかかる文書について

(ア) 同氏の事務所による公開について

A 資格取得年月日

同氏事務所の添付する公開文書によれば、特定年にカナダオンタリオ州にて資格取得したことが明らかにされている（特定年, Ontario canada という記載が, admitted to bar として記載あり。）。従って、資格取得年を非公開としたことは理由がない。弁護士という職業の資格取得については、重要な職業であることから、日本では司法試験の合格について氏名が明らかになることなどからしても、資格取得年月日を非公開とすることは相当ではない。カナダオンタリオ州での公開に関する運用については調査ができなかったものの、資格取得国で公開されているのであれば、公開するのが妥当と考える。

B 学歴・職歴に係る事項

学歴については、自ら、特定大学卒業、特定学位（特定年、特定大学、特定学位という記載が, Education/professional experience 欄に記載がある）としている。また、同様に、特定年に、特定大学の特定コースタールにおいて特定学位を取得したこと、また、特定年から特定年にかけて特定国特定州における特定会社において勤務したこと、特定年から特定年にかけて特定事務所において勤務したこと、特定年以降、特定事務所において勤務していることを明らかにしている。

C 写真にかかる事項

写真を自ら公開している。

(イ) 欠格事由について

欠格事由が国内においてある場合は、もはや外国法事務弁護士として登録することなどできない。従って、既に同氏は外国法事務弁護士であるのだから、欠格事由の有無を非公開とした判断は違法である。

(ウ) 受付番号について

行政手続情報であり、個人を特定するための情報とは言えない。しかも、既に外国法事務弁護士になっているのだから、受付番号は今更使われる事もない情報である。

(エ) 入会希望弁護士会について

弁護士法で弁護士会には強制加入義務があり、既に外国法事務弁護士として登録した以上、既に入会しているものと言える。

(オ) 立証方法としての戸籍謄本・戸籍全部事項証明書について

これについては、発行日、発行者の記載がないことから、使用していないことは明らかであり、使われていないのだから、欄自体は公開して問題ないはずである。戸籍謄本がない場合、日本人ではないから、旅券と在留カードを使用して立証することになる。

(カ) 外国における懲戒経験について

この欄について、非公開となっているが、疑問が大きい。この方は、既に、日本の外国法事務弁護士として、現に登録されている方である。日本の弁護士は、懲戒されれば、官報で氏名その他の情報が明らかにされる。その中には、除名、業務停止、戒告、退会命令といった処分や、その程度、処分の日などの情報まで含まれている。このことから、日本の弁護士は、懲戒経験が発表されているといえる。日本の弁護士はこれほど公表されているにもかかわらず、外国法事務弁護士となると、経験の有無すら発表されないというのでは、バランスを欠いている。弁護士については、日本の制度では、官報で懲戒を発表するのであるから、現に日本の外国法事務弁護士として登録を維持している限り、日本法における弁護士の例に倣い懲戒経験の有無は明らかにされるべき情報である。カナダオンタリオ州において、当該情報が公開情報なのであれば、それだけでも公開すべき理由となることも付言する。

(キ) 誠実に職務を遂行する意思にかかる誓約書について

誓約書があることは当然のことであり、有無すら公開しないのは誤った判断である。そのような制約させずに外国法事務弁護士として登録されることなどあるはずがなく極めて違法性の高い判断である。

(ク) 多数の黒塗りのみある頁について

何の情報もなく、黒塗りのみが施された頁が多数公開されている。しかし、文字が一つもないものは、当該部分については全部非公開と同義であるから、全部非公開の書面を部分開示であるかのように決定したことは違法であり、取り消した上で、該当する部分にかかる費用を早期に返還するように求める。

(ケ) 司審文書番号について

文書番号そのものを非公開とする意味が不明であり公開されたい。承認番号についても、同様である。

(コ) 日弁連の意見書について

日弁連会長公印は行政機関としての印であるから公開すべきである。会長は、弁護士法35条3項の規定により、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とされている他に、同法16条による被処分者による行政訴訟の相手方であることなど

の事実により、非公開とすることは不適切である。

(サ) 供覧された通知書の写しの内容について

登録抹消した外国法事務弁護士七名の氏名及び登録した二名のうちB氏を除く一名につき非公開となっているがいずれも官報事項であるから非公開とすることは不適切である。

(シ) 日弁連文書番号について

行政機関（日弁連）による文書番号に過ぎず、非公開とすることは不適切である。

イ 特定個人A外国法事務弁護士にかかる文書について

B氏の事例と、ほぼ同様の違法が見られる。

同人についても別紙（添付資料略）の通り、所属事務所によって（注、弁護士であるので自ら公表しているものとみなして問題ない）、特定国の特定大学を特定年に卒業し特定の学位を取得したこと、特定年に弁護士としての資格を取得したこと、そして特定地域にある特定事務所において、特定年間にわたり稼働したこと、特定年月に特定事務所に参加したこと、同人は複数管轄に及ぶ知的財産法の運用と資産配分管理に特化していること、業務内容に顧客の知的財産権の執行、海賊版拡散防止に関わる顧客へのアドバイス、手続、商標にかかわる告発、商標使用調査の実施、商標可用性と登録適格性にかかるアドバイス、商標法及び不正競争防止法にかかわる顧客への助言などの職務の実施等が公表されている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書

##### (1) 開示請求の内容及び原処分の内容について

###### ア 開示請求の内容

本件開示請求は、特定個人A（以下「A氏」という。）及び特定個人B（以下「B氏」という。）の2名に係る外国法事務弁護士の承認及び登録についての文書一式である。

###### イ 原処分の内容

当該行政文書のうち、個人に関する情報（個人の住所、出生地、経歴、署名等）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）については、法5条1号（ただし、同号ただし書イに係る部分を除く。）に該当するため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、所在地、代表者等の印影及び法人の運営等に関する情報（業務の詳細、事務所の概要、財務状況の詳細

等)については、公にすることにより、当該法人等の権利、利益を害するおそれがあり、又は公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであり、法5条2号イ又は法5条2号ロに該当するため、これらの部分を不開示とした。

(2) 外国法事務弁護士の承認及び登録に係る手続について

「外国法事務弁護士」となるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「外弁法」という。)」の規定に基づき外国法事務弁護士となる資格について法務大臣の承認(外弁法7条)を受けた上で、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)に備える外国法事務弁護士名簿への登録(外弁法24条)を受けなければならないところ、手続の流れは概ね以下のとおりである。

- ① 法務大臣への承認の申請(外弁法9条)
- ② 法務省から日弁連への求意見及び日弁連から法務省への求意見に対する回答(外弁法10条4項)
- ③ 法務大臣の承認(承認の官報告示、法務省から本人・日弁連への通知)(外弁法11条1項)
- ④ 日弁連への登録の請求(外弁法25条1項)
- ⑤ 登録(日弁連から本人・弁護士会・法務大臣への登録に関する通知)(外弁法27条)

(3) 本件異議申立てに係る不開示部分の不開示情報該当性について

本件開示請求の対象となる文書は、上記手続において法務省が作成した下記①から③までの文書であり、各文書における本件異議申立てに係る不開示部分の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

- ① 日弁連への求意見に係る決裁文書
  - ② 承認の官報告示等に係る決裁文書
  - ③ 登録に関する通知の供覧文書
- ア 日弁連への求意見に係る決裁文書

- (ア) ①出生地、②住所、③国籍、④旅券関係事項、⑤申請者の写真、⑥外国弁護士資格に係る詳細事項、⑦学歴・職歴に係る事項、⑧勤務予定先事務所名等の国内での活動予定に係る事項、⑨各種証明書上の証明者に係る事項、⑩各種証明書の翻訳者に係る事項、⑪代理人に係る事項、⑫申請者及び翻訳者の署名及び印影に係る事項、⑬文書番号、受付番号及び受理番号並びに⑭その他申請者の属性に係る事項

法5条1号本文の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると解される情報であり、一般に公開されていない事項であることから、不開示が相当である。

(イ) ①業務形態に係る事項，②住居に係る事項及び③損害賠償能力に係る事項

個人に関する情報であるだけでなく、法人に関する情報も含まれるものであり、法5条1号本文のみならず、同条2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及びロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当すると解されるため、不開示が相当である。

イ 承認の官報告示等に係る決裁文書

(ア) 文書番号，承認番号及び受付番号

上記ア（ア）と同様の理由から不開示が相当である。

(イ) 日弁連からの意見の内容に係る記載

法務大臣による承認に際しては日弁連への求意見をを行うこととなっているところ、日弁連からの意見の内容は承認相当・承認不相当いずれの可能性もあり、申請者個人に対する評価に係る記載が含まれることもあり得ることから、意見の内容を公にすることによって、個人の権利利益を無用に侵害するおそれがあり、法5条1号本文の「特定の個人の識別をすることはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると解されるため、不開示とすることが相当である。

(ウ) 日弁連会長の職名の印影

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、書面等の偽造等に悪用されるなどの権利利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると解されるため、不開示が相当である。

ウ 登録に関する通知の供覧文書

(ア) 本件開示請求対象者以外の者に係る事項

個人に関する情報であり、一般に公開されていない事項であることから、法5条1号本文に該当すると解されるため、不開示が相当である。

(イ) ①国籍並びに②文書番号，承認番号及び受付番号

上記ア（ア）と同様の理由から不開示が相当である。

（ウ）日弁連会長の職名の印影

上記イ（ウ）と同様の理由から不開示が相当である。

#### （４）結論

本件については、以上のことから、原処分は妥当であると認められるため、本件異議申立てを棄却すべきであると思料する。

#### ２ 補充理由説明書

平成２７年１１月１７日付け法務省司審第６７２号により法務大臣が行った原処分について再検討した結果、下記（２）のとおり不開示とした部分の一部を新たに開示するとともに、それ以外の不開示部分について下記（１）のとおり補充して説明する。

本件開示請求の対象となった行政文書は、Ａ氏及びＢ氏両氏に係る、外弁法に基づく承認申請について法務省が作成した下記①から③までの文書である。

- ① 日弁連への求意見に係る決裁文書
- ② 承認の官報告示等に係る決裁文書
- ③ 登録に関する通知の供覧文書

#### （１）不開示部分の不開示情報該当性について

ア 日弁連への求意見に係る決裁文書について

（ア）決裁鑑について（Ｂ氏のみ）

日弁連に対して求意見を行うことについての決裁を求める文書であり、国籍・地域欄を不開示としている。

A 法５条１号該当性について

決裁鑑には、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法５条１号本文前段の情報に該当する。

B 法５条１号ただし書該当性について

Ｂ氏に係る国籍は官報等によって公にされていないことから、法５条１号ただし書イには該当しない。また、ほかに同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

C 法６条２項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

（イ）審査結果報告書について

審査結果報告書は、承認申請に対して法務省が行った審査結果の内容を取りまとめた文書であり、国籍・地域（Ｂ氏のみ）、「証

明書上の資格」欄の一部，「認定した職務経験」欄の一部，「欠格事由」欄の一部，「業務形態」欄の一部，「住居確保」欄の一部及び「損害賠償能力」欄の一部が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

審査結果報告書には開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており，全体として，当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であり，法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分については，これを公にし，又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから，法5条1号ただし書イに該当するとは認められず，更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において，特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから，同項の適用の余地はない。

(ウ) 承認申請書について

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるために申請者が提出する書面であり，申請者の写真，「国籍」欄の一部（B氏のみ），「出生地」欄の一部，「住所」欄の一部，「外国弁護士となる資格」欄の一部及び署名欄が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

承認申請書には，開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており，全体として，当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であり，法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分のうち，署名については，その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有するものであり，法5条1号本文前段に該当する。

そして，本件では外国法事務弁護士である両氏に係る氏名が既に官報に掲載されているという事情に鑑み，自署に係らない両氏の氏名については既に開示しているところであるが，これらの事情を考慮しても，両氏の自署にかかる氏名（署名）までもが慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは認められず，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから，不開示とすることが

相当である。

その余の不開示部分についても、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(エ) 申述書について

承認申請時に上記(ウ)の申請書に添付して提出することとされている書面であって、申請者の職務経歴等に関する事項について記載されたものであるところ、「国籍」欄(B氏のみ)、「勤務予定先事務所名」欄、「手続のための日本国内の連絡先」欄の一部、「旅券関係事項」欄の一部、「入会希望弁護士会」欄、「承認・指定申請はしないが、現に有している他の外国弁護士資格」欄、「資格取得の基礎となった最終学歴」欄の一部、審査事項のうち「氏名、生年月日、国籍」欄の一部、「資格」欄の一部、「職務経歴(原資格国、第三国、本邦)」欄の一部、「職務経歴総合計期間」欄の一部、「欠格事由」欄及び「誠実に職務を遂行する意思」欄の一部、「活動期間」欄の一部、「業務形態」欄の一部、「住居」欄の一部、「損害賠償能力」欄の一部及び署名が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

申述書には、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分のうち、署名については、上記(ウ)Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

その余の不開示部分についても、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

い。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(オ) 履歴書について

履歴書は申請者の最終学歴、職歴等を明らかにするための文書であり、現住所（A氏）、学歴、資格取得年月日、職歴、言語（B氏）、署名及び翻訳者の氏名等が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

履歴書は、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分のうち、署名については、上記（ウ）Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

その余の不開示部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(カ) 旅券写しについて

身分を証する書類の写しとして承認申請時に上記（ウ）の申請書に添付して提出することとされている書面であって、申請者の氏名、生年月日等が記載されているところ、A氏については顔写真、署名及び身分事項頁の一部が不開示とされ、B氏については全体が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

旅券は、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1

号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

(A氏)

上記不開示部分のうち、署名については、上記(ウ)Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

その余の不開示部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

(B氏)

旅券はそれ自体が全体として当該旅券を所持する者の国籍を証明する文書でもあるところ、個人の国籍は一般的に公にするものとは言えないと考えられる。B氏に係る国籍は官報等によっても公にされておらず、個人の国籍を一般に公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。また、ほかに同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

(A氏)

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(B氏)

旅券の様式は各国に特有のものであり、旅券の一部を開示することによって国籍を推測することが可能となる。また、個人の国籍は極めて機微な情報であることに鑑みれば、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると考えられることから、法6条2項による部分開示をすることは適当でない。

(キ) 資格証明書について

資格証明書は、申請者が外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証するために提出された文書であって、A氏については資格取得年月日、資格取得地、証明書発行地、本文、証明書発行者の氏名等及び翻訳者の氏名等が不

開示とされ、B氏については住所、「資格」に係る項目の一部、「現在」に係る項目の一部、「職務記録」に係る項目の一部、「経歴」に係る項目の一部、「その他関連情報」に係る項目の一部、証明書発行者の氏名等、「保証及び承認」と標示された文書の項目の一部、自署に係る氏名及び署名、翻訳者に係る氏名等が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

資格証明書には、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

自署に係る氏名及び署名については、上記（ウ）Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

その余の不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

上記不開示部分については、原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(ク) 資格認定証について（A氏）

資格認定証は、申請者が外国弁護士となる資格を現に保有していることを証するための文書であって、開示請求対象者の氏名を除く本文、証明書発行者に係る記載、翻訳者に係る記載等が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

資格認定証には、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

下記（２）エにおいて、特定の個人を識別することができる記述である氏名を開示することとしたことから、同項の適用の余地はない。

（ケ）職務経歴証明書について

職務経歴証明書は、外国弁護士としての職務経験を証するための文書であり、開示請求対象者の氏名を除く本文、証明書発行者に係る記載、翻訳者に係る記載等が開示とされている。

A 法5条1号該当性について

職務経歴証明書には、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

下記（２）エにおいて、特定の個人を識別することができる記述である氏名を開示することとしたことから、同項の適用の余地はない。

（コ）誓約書について

誓約書は、外国法事務弁護士となることについて欠格事由がないこと等について誓約するための文書であり、申請者に係る署名及び申請者の自署に係る氏名を開示としている。

A 法5条1号該当性について

上記不開示部分には、開示請求対象者の自署に係る氏名又は署名が記載されていることから、当該部分は開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

自署に係る署名（氏名）については、上記（ウ）Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

C 法6条2項による部分開示の可否について

自署に係る署名（氏名）については、申請者が外国法事務弁護士の承認に係る申請時に記載したものであり、提出書類が真正なものであることを証する機能をも有していると認められるこ

とからすれば、仮にこれらを公にすれば、署名の偽造等に悪用されるなど、個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、法6条2項による部分開示をすることは相当でない。

(サ) 委任状について

委任状は、外国法事務弁護士の承認手続に係る代理人を委任するための文書であって、代理人に係る記載、申請者に係る署名等が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

委任状は、開示請求対象者の氏名、代理人として選任した者に係る情報等、各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

自署に係る署名（氏名）については、上記（ウ）Bのとおり法5条1号本文前段に該当するとともに、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

その余の不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(シ) 頁全体を不開示とした文書について

A 法5条1号該当性について

外国法事務弁護士となる資格に係る承認の申請に際して必要な書類については、外弁法9条2項及び外弁法施行規則4条において規定されているほか、法務省ホームページに掲載している「外国法事務弁護士承認・指定申請の手引（以下「手引」という。）」において、申請者の個々の私的な事情等（業務形態、住居の状況等）に応じた具体的提出書類が参考例とともに掲載されているところ、不開示とした文書は、A氏及びB氏が外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるために、①手引において、申請者の個々の私的な事情により提出すべき提出書類として掲載されているもの及び②手引には掲載されていないが、申請者が申請に関連した個々の私的な事情等を説明するために自

主的に提出したものである。

そうすると、当該文書に含まれる文書について、それぞれどのような種類の文書であるか等は、上記のような申請者の個々の私的な事情等と対応しているといえ、当該文書の一部でも公にすると、当該文書に含まれる文書の種類等が明らかとなり、ひいては、A氏及びB氏に係る上記のような個々の私的な事情等を明らかとすることとなるから、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、全体を不開示とすることが相当である。

B 法5条1号ただし書該当性について

A氏及びB氏に係る上記のような個々の私的な事情等を広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとも考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法5条2号イ及びロ該当性の撤回について

理由説明書においては、業務形態に係る事項は法5条2号イ及びロにも該当すると主張していたが、再検討した結果、法5条2号イ及びロには該当しないと判断したので、同主張は撤回する。

イ 承認の官報告示等に係る決裁文書について

(ア) 決裁鑑について

外弁法の規定に基づく外国法事務弁護士となる資格の承認、官報告示及び本人・日弁連に対する通知を行うことについての決裁を求める文書であり、記載内容の一部が不開示とされている。

A 法5条1号該当性について

決裁鑑は、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述であ

る氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(イ) 意見書（承認）について

意見書（承認）は、上記アの文書により法務省から日弁連に対して行われた求意見に対応する日弁連からの意見が記載された書面であって、日弁連会長の印影及び意見の内容が不開示とされている。

A 法5条1号該当性等について

意見書（承認）は、開示請求対象者の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当する。

B 法5条1号ただし書該当性について

上記不開示部分については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存在しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、更に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も見当たらない。

C 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

D 法5条1号以外の不開示情報該当性について

日弁連会長の印影については、日弁連が文書を発出するに当たり押印されたものであって、当該文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有していると認められることからすれば、当該部分を公にすることにより、書面等の偽造等に悪用されるなど、日弁連の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、開示することはできない。

ウ 登録に関する通知の供覧文書に係る不開示情報該当性について

外国法事務弁護士名簿登録通知について

日弁連から送付された、外国法事務弁護士名簿に登録された旨を通知する文書であり、国籍（B氏のみ）及び日弁連会長の印影が不開示とされている。

(ア) 法5条1号該当性等について

登録通知は、開示請求対象者等の氏名等を含む各種の情報が記載されており、全体として、当該開示請求対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号本

文前段の情報に該当する。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について

B氏に係る国籍は官報等によって公にされていないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。また、ほかに同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(エ) 法5条1号以外の不開示情報該当性について

日弁連会長の印影については、日弁連が文書を発出するに当たり押印されたものであって、当該文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有していると認められることからすれば、当該部分を公にすることにより、書面等の偽造等に悪用されるなど、同連合会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、開示することはできない。

(2) 開示することとした部分について

ア 文書番号等について

原処分においては、不開示とした部分のうち文書番号（登録通知や意見書の日弁連が付した番号を含む。）、受付番号及び承認番号について改めて検討した結果、これらを公にしたとしても開示請求対象者の権利利益が害されるおそれではなく、また、これらの番号を発出した法務省及び日弁連の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められないと判断したため、開示することとする。

イ 登録通知書における本件開示請求対象者以外の者に関する事項について

原処分において不開示とした部分のうち、「登録に関する供覧文書」に記載されている、本件開示請求対象者以外の者に関する事項については、官報掲載事項であることから、法5条1号ただし書イに該当すると判断したため、開示することとする。

ウ A氏に係る旅券写しにおける一部事項について

原処分において不開示とした部分のうち、「型」及び「発行国」については、旅券であること及び発行国が日本であることを示す記載であり、いずれも同写しの一部を開示していることにより既に明らかな事項であることから、開示することとする。

エ 資格認定証（A氏）及び職務経歴証明書における開示請求対象者の氏名について

原処分において不開示とした部分のうち開示請求対象者の氏名については、官報に掲載されている事項であり、法5条1号ただし書イに該当すると判断したことから、開示することとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                                    |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成28年1月22日 | 諮問の受理                              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ | 同年2月5日     | 審議                                 |
| ④ | 同月17日      | 異議申立人から意見書及び資料を收受                  |
| ⑤ | 同年6月14日    | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月26日    | 審議                                 |
| ⑦ | 同年9月6日     | 審議                                 |
| ⑧ | 同月12日      | 審議                                 |
| ⑨ | 同月27日      | 審議                                 |
| ⑩ | 同年10月4日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受                    |
| ⑪ | 同月24日      | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書1及び2であるところ、処分庁は、その一部について、法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして、不開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消し（ただし、個人の住所及び出生地の部分を除く。）を求めているところ、諮問庁は、その一部（上記第3の2（2）アないしエに掲げる部分）を新たに開示することとしているが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条1号及び2号イに該当するとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### （1）日弁連への求意見に係る決裁文書について

###### ア 決裁鑑について（B氏のみ）

当該文書は、日弁連に対して求意見を行うことについての決裁を求める文書であり、「国籍・地域」欄の記載部分が不開示とされており、当該部分が本件不開示維持部分である。

###### （ア）法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個

人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同  
号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開  
示の余地はない。

イ 審査結果報告書について

当該文書は、承認申請に対して法務省が行った審査結果の内容を取  
りまとめた文書であり、「国籍・地域」欄（B氏のみ）、「証明書上  
の資格」欄の一部、「認定した職務経験」欄の一部、「欠格事由」欄  
の一部、「業務形態」欄の一部、「住居確保」欄の一部及び「損害賠  
償能力確保」欄の一部の記載部分が不開示とされており、その全てが  
本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体とし  
て、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人  
を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号た  
だし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記ア（イ）と同様の理由により、部分開示の余地はない。

ウ 承認申請書について

当該文書は、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるために申  
請者が提出する書面であり、申請者の写真、「国籍」欄の一部（B氏  
のみ）、「出生地」欄の一部、「住所」欄の一部、「外国弁護士とな  
る資格」欄の一部及び「署名」欄の記載部分が不開示とされていると  
ころ、「出生地」欄及び「住所」欄を除く部分が本件不開示維持部分  
である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体とし  
て、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人  
を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、「署  
名」欄には、自署による署名が記載されていると認められるところ、  
個人の氏名が公にされているとはいえ、自署による署名までもが慣  
行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはい  
えないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、その  
余の不開示部分が同号ただし書イに該当する事情は認められない。ま  
た、上記不開示部分が同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認め  
られない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

エ 申述書について

当該文書は、承認申請時に上記ウの申請書に添付して提出することとされている書面であって、申請者の職務経験等に関する事項について記載されたものであるところ、「国籍」欄(B氏のみ)、「勤務予定先事務所名」欄、「手続のための日本国内の連絡先」欄の一部、「旅券関係事項」欄の一部、「入会希望弁護士会」欄、「承認・指定申請はしないが、現に有している他の外国弁護士資格」欄、「資格取得の基礎となった最終学歴」欄の一部、審査事項のうち「氏名、生年月日、国籍」欄の一部、「資格」欄の一部、「職務経験(原資格国、第三国、本邦)」欄の一部、「職務経験総合計期間」欄の一部、「欠格事由」欄、「誠実に職務を遂行する意思」欄の一部、「活動期間」欄の一部、「業務形態」欄の一部、「住居」欄の一部、「損害賠償能力」欄の一部及び「署名」欄の記載部分が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、「署名」欄に記載された自署による署名は、上記ウ(ア)と同様の理由で同号ただし書イに該当するとは認められず、その余の不開示部分についても、同号ただし書イに該当する事情は認められない。また、上記不開示部分が同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

オ 履歴書について

当該文書は、申請者の最終学歴、職歴等を明らかにするための文書であり、現住所(A氏のみ)、学歴、資格取得年月日、職歴、言語(B氏のみ)、自署による署名及び翻訳者の氏名等の記載部分が不開示とされており、このうち現住所(A氏のみ)を除く部分が本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自署による署名は、上記ウ（ア）と同様の理由で同号ただし書イに該当するとは認められず、その余の不開示部分についても、同号ただし書イに該当する事情は認められない。また、上記不開示部分が同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（イ）法6条2項による部分開示の可否について

上記ア（イ）と同様の理由により、部分開示の余地はない。

カ 旅券の写しについて

当該文書は、身分を証する書類の写しとして承認申請時に上記ウの申請書に添付して提出することとされている書面であり、申請者の氏名、生年月日等が記載されているところ、A氏については顔写真、自署による署名及び身分事項頁の一部が不開示とされ、B氏については全体が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

（ア）法5条1号該当性について

A 当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

B 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

A氏の旅券の写しのうち、自署による署名については、上記ウ（ア）と同様の理由で同号ただし書イに該当するとは認められず、その余の不開示部分についても、同号ただし書イに該当する事情は認められない。また、A氏の旅券の写しの上記不開示部分について、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、旅券はそれ自体が全体として当該旅券を所持する者の国籍を証明する文書であるところ、B氏の旅券の写しは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないから、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、B氏の旅券の写しについて、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（イ）法6条2項による部分開示の可否について

A氏の旅券の写しについては、上記ア（イ）と同様の理由により、部分開示の余地はない。

B氏の旅券の写しについては、旅券の様式は各国に特有のものであり、旅券の一部を開示することによって国籍を推測することが可能となるところ、これを公にすると、極めて機微な情報である個人の国籍が推測され、個人の権利利益を害するおそれがあるから、部分開示をすることはできない。

キ 資格証明書について

当該文書は、申請者が外国法事務弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証するために提出された文書であり、A氏については資格取得年月日、資格取得地、証明書発行地、本文、証明書発行者の氏名及び翻訳者の氏名等の記載部分が不開示とされ、B氏については住所、「資格」に係る項目の一部、「現在」に係る項目の一部、「職務記録」に係る項目の一部、「経歴」に係る項目の一部、「その他関連情報」に係る項目の一部、証明書発行者の氏名等、「保証及び承認」と標示された文書の項目の一部、B氏の自署による氏名及び署名並びに翻訳者に係る氏名等の記載部分が不開示とされているところ、このうちB氏の住所を除く部分が本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

自署による氏名及び署名については、上記ウ(ア)と同様の理由で法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、その余の不開示部分についても、同号ただし書イに該当する事情は認められない。また、上記不開示部分について、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

ク 資格認定証について(A氏のみ)

当該文書は、申請者が外国法事務弁護士となる資格を現に保有していることを証するための文書であり、本文(ただし、補充理由説明書で開示するとされたA氏の氏名を除く。)、証明書発行者に係る記載及び翻訳者に係る記載等が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記第3の2(2)エのとおり、諮問庁が諮問に当たり個人の氏名を開示するとしていることから、部分開示の余地はない。

ケ 職務経歴証明書について

当該文書は、申請者の外国弁護士としての職務経験を証するための

文書であり、本文（ただし、補充理由説明書で開示するとされたA氏及びB氏の氏名を除く。）、証明書発行者に係る記載及び翻訳者に係る記載等が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記第3の2(2)エのとおり、諮問庁が諮問に当たり個人の氏名を開示するとしていることから、部分開示の余地はない。

コ 誓約書について

当該文書は、外国法事務弁護士となることについて欠格事由がないこと等について誓約するための文書であり、自署による署名及び氏名の記載部分が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自署による署名及び氏名は、上記ウ(ア)と同様の理由で同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

自署による署名及び氏名については、提出書類が真正なものであることを証するために申請者が外国法事務弁護士の承認に係る申請時に記載したものであると認められ、これを公にすると、署名の偽造等に悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示をすることはできない。

サ 委任状について

当該文書は、外国法事務弁護士の承認手続に係る代理人を委任するための文書であって、代理人に係る記載及び自署による署名等の記載部分が不開示とされており、その全てが本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人

を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自署による署名は、上記ウ（ア）と同様の理由で同号ただし書イに該当するとは認められず、また、その余の不開示部分についても、同号ただし書イに該当する事情は認められない。また、上記不開示部分が同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（イ）法6条2項による部分開示の可否について

上記ア（イ）と同様の理由により、部分開示の余地はない。

シ 日弁連への求意見に係る決裁文書のうち、上記アないしサを除く文書について

（ア）当該文書は、ページ全体が不開示とされていると認められる。

（イ）諮問庁の説明によると、外国法事務弁護士となる資格に係る承認の申請に際して必要な書類については、法務省のホームページに掲載されている手引等において、申請者の被雇用や単独開業といった予定する業務形態、住居の状況等の申請者の個々の私的な事情等に応じた提出書類例が掲載されているところ、当該文書は、A氏及びB氏が外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるために、①手引において提出書類として記載されているもので申請者の個々の私的な事情等に応じて提出したもの及び②手引には掲載されていないが、申請者が個々の私的な事情等により、参考となる事項について必要な説明を行うために自主的に提出したものであるとのことである。

（ウ）そうすると、当該文書に含まれる文書について、それぞれどのような種類の文書であるか等は、上記のような、申請者の個々の私的な事情と対応しているといえ、不開示部分の一部でも公にすると、当該文書に含まれる文書の種類等が明らかになり、ひいては、A氏及びB氏の上記のような個々の私的な事情等が明らかになることから、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（エ）次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、A氏及びB氏に係る上記のような個々の私的な事情等を広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとも考えられないから、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（オ）したがって、当該不開示部分は、法5条1号本文前段に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）承認の官報告示等に係る決裁文書について

ア 決裁鑑について

当該文書は、外弁法の規定に基づく外国法事務弁護士となる資格の承認、官報告示及び本人・日弁連に対する通知を行うことについての決裁を求める文書であり、伺い文の一部の記載部分が不開示とされており、当該部分が本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

上記(1)ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

イ 意見書(承認)について

当該文書は、上記(1)のとおり法務省から日弁連に対して行われた求意見に対応する日弁連からの意見が記載された文書であり、日弁連会長の印影及び意見の内容の記載部分が不開示とされており、当該部分が本件不開示維持部分である。

(ア) 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否及び法5条1号以外の不開示情報該当性について

A 意見書の内容について

上記(1)ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

B 日弁連会長の印影について

当該印影については、日弁連が意見書(承認)を発出するに当たり押印されたものであって、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当する。

(3) 登録に関する通知の供覧文書について

外国法事務弁護士名簿登録通知は、日弁連から送付された、外国法事務弁護士名簿に登録された旨を通知する文書であり、国籍(B氏の

み)及び日弁連会長の印影の記載部分が不開示とされており、当該部分が本件不開示維持部分である。

ア 法5条1号該当性について

当該文書には、個人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、国籍(B氏のみ)については、上記(1)カ(ア) bと同様の理由で法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 法6条2項による部分開示の可否及び法5条1号以外の不開示情報該当性について

(ア)国籍(B氏のみ)について

上記(1)ア(イ)と同様の理由により、部分開示の余地はない。

(イ)日弁連会長の印影について

上記(2)イ(イ)Bと同様の理由で、法5条2号イに該当する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史